

京都市消防局訓令乙第8号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員待機宿舎に関する規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市消防局長 長谷川 純

第3条号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第4条各号列記以外の部分中「、独身用にあつては男性で独身の者」を削り、「一」を「いずれか」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(消防局総務部施設課)